

D X推進人材育成事業業務委託

仕 様 書

1 本業務の目的

AI や IoT、ロボット等による第 4 次産業革命以降、企業の DX を支える技術の発展が進んでおり、特に、AI 技術の導入は中小企業の利益・生産性向上だけでなく、技術継承の促進や若手の育成等、さまざまな経営課題の解決に繋がることからその活用が注目されている。

三重県では、令和 4 年度に策定した「みえのデジタル社会の形成に向けた戦略推進計画」に基づき、DX による各産業の活性化や新しいビジネスの創出を目的に、DX を推進する人材及びデジタル技術・データ活用に関する知識やスキルを有した人材育成を行うこととしており、また、令和元年に策定した「三重県キャッシュレス推進方針」に基づき、キャッシュレスによる地域の活性化を目指すこととしている。

一方、県内中小企業向けアンケートの結果によると、DX に対する認知度が低い結果が出ている。

このような状況のもと、県内企業の DX 推進を進めるためには、社内で DX に向けた取組みを牽引するデジタル人材の育成が急務である。そこで、県内中小企業におけるデジタル人材の育成のため、AI やキャッシュレス等のデジタル技術の活用知識やビジネスの現場で実施できる実践的なデータ活用事例等を学習するセミナーを実施する。

2 委託業務名

D X推進人材育成事業業務委託

3 履行期間

契約日から令和 6 年 3 月 8 日（金）まで

4 履行場所

三重県津市広明町 1 3 番地 三重県雇用経済部産業イノベーション推進課内 他

5 本委託業務の内容

(1) 研修の対象者

主に県内中小企業・小規模企業の経営者及び従業員等とする。

(2) オンライン研修の実施

受講希望者に対して、オンラインによる研修を合計 1 8 回（(ア) ～ (ウ) は各 2 回）を令和 6 年 2 月 9 日（金）までに開催すること。

ただし、以下の（ア）～（キ）に示す7テーマに係る研修は必須とし、残り8テーマに係る研修は、受託者において提案すること。（イ）、（ウ）については特に経営者層に向けた内容とすること。また、全研修の実施にあたっては、（ク）の各項目に従うこと。

（ア）DX・データ活用基礎（2回）

DX の考え方や必要性、DX 実現のための大きな道筋といった、DX の基礎を学ぶとともに、DX を推進するうえで必要となるデータ活用の基礎を学習する研修を前期と後期の2回行うこと。なお、DX に対する理解・実践意識の醸成につながるよう、受講者に分かりやすく親しみやすい内容を提案すること。

（イ）AI 活用（2回）

AI の基礎的な知識や導入手順、活用方法について研修を前期と後期の2回行うこと。なお、活用方法については、最新の AI ツールを使用した技術や取組を説明する事。また、導入事例およびその効果や活用にあたって留意すべき事項などについて、最新の情報を提供すること。

（ウ）DX 活用事例・成功事例紹介（2回）

中小企業等での DX の活用事例、データ活用、DX の成功事例等の研修を前期と後期の2回行うこと。

（エ）クラウドサービス（1回）

クラウドコンピューティングのメリット、クラウドサービスやクラウド型ツールの機能・利用方法、クラウドを活用したビジネスについて研修を行うこと。また、導入事例およびその効果について、最新の情報を提供すること。

（オ）キャッシュレス決済等導入と普及促進（1回）

キャッシュレス決済（JPQR の導入を含む）の導入に係る諸手続き、機器の導入方法等について研修を行うこと。

（カ）情報発信とセキュリティ（1回）

自社ホームページや SNS 等で情報発信を行う場合に求められるセキュリティ知識や、デジタル技術に潜むさまざまなリスクの最新動向と実施すべきセキュリティ対策、個人情報等の適切な管理方法、セキュリティ管理体制について研修を行うこと。

（キ）ツール活用（1回）

コミュニケーションツール、オフィスツール、ノーコード・ローコードツールなど、DX 推進をサポートするデジタルツールについて説明し、ツールによって解消された具体的な課題や各種ツールが社内業務のデジタル化に結び付いた事例について研修を行うこと。

(ク) 全研修に関する共通事項

- ① 研修に先立ち、研修の開催日時、内容等を記載した研修計画書を作成のうえ提出すること。また、研修計画に変更が生じた場合は、適宜、三重県と協議のうえ、承認を得ること。
- ② Zoom 等のウェビナーによる Web 会議システムを活用し、リアルタイムで講師と研修参加者が交流できるものとし、質問を受付すること。また、研修の実施にあたっては参加型の質疑応答ツールや、アンケート機能などを使うことによって、オンライン研修の効果が高まる工夫を盛り込むこと。
- ③ 研修のタイトルは、単に「DX 基礎研修」ではなく、「〇〇からの DX 基礎研修」のように参加を促すキャッチフレーズ等を工夫して作成すること。
- ④ 研修募集のチラシについては、文字だけでなく適宜画像やイラスト等を使用するなど、研修内容や講座概要が伝わるようデザインの工夫を行うこと。
- ⑤ 各研修は 30 名以上の参加となるよう周知に努めること。
- ⑥ 受講環境は、参加者が増加しても対応が可能となるよう、安定したシステムを受託者側で準備すること。
- ⑦ 受講環境について、Windows 及び iOS、Mac OS、Android での動作確認を行うこと。
- ⑧ Web ブラウザを利用した受講環境を提供する場合、Edge、Safari、Chrome、Firefox での利用を可能とすること。
- ⑨ 研修は 1 回あたり 90 分程度（質疑時間を含む）とする。また、研修資料は前々日までに研修参加者に共有をし、短時間で効果的な研修とするための仕組み等を整えること。
- ⑩ 研修は連続講座の実施も可能だが、単独で講座に参加した場合も内容が分かるものとする。
- ⑪ 研修内容の詳細については、事前に県と協議のうえ決定すること。
- ⑫ 研修参加者の募集、申込受付及び受講決定通知を行うこと。
- ⑬ 年 2 回以上（前期 1 回、後期 1 回以上）、SNS 広告（Facebook, Twitter, Instagram 等）、ホームページ、各種メディア等の WEB 媒体等を活用した研修広報を行い、効果的な集客に努めること。
- ⑭ その他、研修への参加を促す効果的な方法について提案し、県と協議のうえ実施すること。

(3) チラシの作成及び送付

研修実施の周知のため、下記のとおりチラシを作成し、送付すること。また、その他、効果的な周知方法があれば提案すること。

内容	送付方法等
全研修を紹介する両面カラーA4サイズのチラシを前期・後期分として2種類作成して、各30,000部印刷し、データを納品すること。	県の指定する送付先、約4,080件に対し、2枚を同封して前期と後期の2回郵送すること。なお、送付する約4,080件の内訳は下記のとおりとし、残部は県に納品すること。
人材育成事業に関する県が作成し、データを提供した両面カラーA4サイズのチラシを前期・後期分として2種類、各30,000部印刷すること。	封筒へチラシ2種、合計2枚を封入し、県の指定する約4,050ヵ所へ送付すること。 県の指定する約30ヵ所へ、指定する部数（約10～4000部の範囲）を梱包し、別途指定する時期に送付すること。
メール配信による案内用の両面カラーA4サイズのチラシを個別研修分作成し、データを納品すること。	送付は県が行う。

(4) 効果測定

研修ごとに、受講者に対してアンケート調査を行うこと。

また、全ての研修が終了した後に、改めて全研修に対するアンケート調査を実施し、DXに対する機運醸成に係る向上度合いを測定すること。

なお、アンケートには、次年度以降に希望する研修内容について記入する項目を設けるものとし、県内中小企業等のニーズ把握を併せて行うこと。

(5) 結果のとりまとめ

上記、(4)の結果を取りまとめ、研修実施報告書として提出すること。

6 納品物件

以下の成果物を電子データ1部、印刷物1部を提出すること。

- (1) 広報チラシ
- (2) 研修実施報告書（研修実施記録、効果測定結果等を含む）
- (3) その他、委託業務で作成した資料

7 支払い条件

令和6年3月8日（金）までに全ての業務を完了させ、履行確認終了後、履行確認の通知が行われた後に支払うこととする。

8 その他注意事項

- (1) 本委託業務の履行にあたっては、特定の企業や団体のみの利益追従とならないよう配慮するものとする。また、受託者は受講者等から一切の費用を受領することはできない。
- (2) 本委託業務の履行にあたって、取り上げる製品やサービスは特定の一社に偏ることがないように配慮するものとし、研修中に製品の宣伝、販売など、一切の営業行為を行ってはならない。
- (3) 個人情報の適切な管理のため、別記「個人情報の取り扱いに関する特記事項」を遵守すること。個人情報保護法第176条、第180条及び第184条並びに番号法第50条、第51条、第55条、第56条及び第57条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (4) 本委託業務について、契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、その履行上当然必要な事項については、受託事業者が責任を持って対応すること。
- (5) 受託事業者は、何人に対しても受託期間中又は受託期間終了後を問わず、業務上知り得た本県業務の一切を漏らしてはならない。
- (6) 本委託業務のスケジュールについては、事前に本県の承認を得ること。
- (7) 打ち合わせの内容については、議事録を作成し、提出すること。
- (8) 本仕様書に記載されている全ての作業について、いかなるケースにおいても本県に対して、別途費用を請求することはできない。ただし、本県が要求仕様を変更することにより、追加費用が発生する場合は、別途協議を行うものとする。
- (9) 本委託業務においては、「三重県電子情報安全対策基準」に従うこと。なお、「三重県電子情報安全対策基準」については、契約後、受託事業者に提示する。
- (10) 報告書をはじめとする本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち県又は受託事業者が本業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって県に譲渡されるものとする。また、受託事業者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (11) 受託事業者は、県の承認を得ないで委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、委託業務の一部を委託する場合について、県の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (12) 契約締結権者は、受託事業者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除

措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

- (13) 受託事業者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者または暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注者に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。

- (14) 受託事業者が(13)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

- (15) 本委託業務の履行にあたっては、ユニバーサルデザイン、環境、人権に配慮し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応すること。

- (16) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。